

## 「町制 30 周年記念事業についての請願書」は不採択となる

平成 14 年 6 月 25 日

堀内英樹

「町制 30 周年記念事業についての請願書」は、上牧町議会 6 月定例会に上程され、残念ながら賛成少数で不採択（否決）になりました。また、杉田町長は、6 月 14 日の総務委員会で「石の照明は、やめる」と公式に表明しました。請願書にある時計塔の改修については説明がなく、まだまだ分からないことが多く残されています。

以下、要点を整理してご報告いたします。（議員の敬称は、省略させていただきます。）

### ☆「町制 30 周年記念事業についての請願書」提出から採決まで

- 5 月 27 日（月） 請願書（署名：1,075 人・代表者：大蔵忠彬さん）を紹介議員：堀内、車谷にて議会に提出。
- 28 日（火） 議会・全員協議会が開催され、議員から「この際、石灯籠街灯をやめては・・・」との提案を受け、青木助役が「やめる方向で検討する」と答弁。3 月議会での予算賛成と請願書提出の関連が、不条理と問題にされた。
- 6 月 11 日（火） 本会議招集、請願書提出について堀内から主旨説明。全員協議会開催、今中議長の裁定を受け、堀内、車谷が「迷惑をかけた」と陳謝文を朗読。
- 14 日（金） 総務委員会（服部委員長）開催、請願内容についての質疑は行われず、**討論（反対：榊原、賛成：東）、採決（賛成：車谷、東、反対：榊原、吉川、今中）、賛成少数で不採択となる。**
- 9 日（水） 本会議で総務委員会報告（不採択）が行われ、**討論（反対：榊原、賛成：東）、採決（賛成：車谷、堀内、石丸、東、反対：武田、平井、榊原、康村、杉田、服部、芳倉、吉中、吉川、木内）、賛成少数で不採択となる。**

### ☆石灯籠街灯をやめても、町の説明責任は残る？

請願書の主旨は、町制 30 周年記念事業の経過説明と意向調査を求め、その結果によって事業の見直しを行って欲しいという内容です。町財政の窮状からこの事業が必要だったのか、町民の意見を聞いたのか、どのような経過で決められたのかなど、素朴な疑問や質問でした。

そのうえ、文化センター前という設置場所や記念事業であることから住民の関心がたいへん強く、単なる質問状や陳情書ではなく、議会への請願書となった次第です。

町当局は、今後のためにも、住民にもっと分かりやすく説明してもらいたいものです。

### ☆予算議決と請願書、議会と住民意見の反映は・・・

請願書の提出を巡って、議会内で厳しい批判を受けました。堀内が予算特別委員長として予算に賛成しておきながら、予算に疑義を唱える請願書の紹介議員になったのは、議会ルールや議員倫理に反するというものです。反対議員はもちろん賛成議員からも指弾を受け

ました。

請願書の議会への提出は、憲法で住民に保証された重い権利です。また、住民意見を議会や町政にどのように反映して行くべきか、住民投票や住民参加なども含めて、みなさんから忌憚のない意見や批判をお寄せ頂きたいと願っております。

さらに詳しい報告や会議録などは、その都度、掘内のこの欄に掲載して参ります。

## 町制 30 周年記念事業について全員協議会開催

平成 14 年 5 月 28 日

堀 内 英 樹

☆全員協議会（前半・出席議員 13 名）は、5 月 28 日（火）午前 10 時から 11 時 50 分まで、町側から助役、4 部長が出席して開催されました。町長は欠席でした。

今中議長からの開催通知では、「理事者（町側）から 30 周年記念事業について説明したい旨の申し出がありましたので…」となっていました。

ところが、青木助役からは「女性議員が町長に面談をされたり、雑音があったり、一部住民からメールが入ったりしているので、この際議会の意見を聞きたい」との発言があったのみでした。

以下、全員協議会につき会議録は作成されませんので、要旨をできるだけ忠実にお伝えします。

☆町の申し出に沿って、結局、出席議員からそれぞれの意見を聞くことになりました。

特に取り上げられたのは、総合文化センター前町道の石灯籠照明のことでした。意見は大きく分けて、「不似合いな石灯籠でさえなければ、設置してよいのではないのか」と「予算が成立しているのだから、その通り執行すべきだ」とに別れました。

堀内英樹は、「見直しするにしても予算通りやるにしても、執行の責任はあくまで町にあり、町が事業を再検討して議会に提案するのが筋である」と発言しました。

☆一部の議員から採決して全員協議会の意見集約を図るようにと提案があり、議長が賛否を諮ろうとしましたが、堀内英樹は採決に反対しました。なぜなら「こうした大事なしかも町民の関心が強い問題を非公式な全員協議会で決定し、町と協議するのは、議会運営の原則に反する。議会はあくまで公開の場で議論するべきで、町民の目からは

“なれ合い”と批判されても仕方がないのではないのか。」とする立場です。この意見には議員の一部も賛同し、最終的には、議会としての意見集約は行わず、これを参考に町が検討し直すことになりました。

☆見直しについて、木内議員から「この際、石灯籠は止めて、普通の照明にしてはどうか」と提案がありました。吉川議員から「寄付者（服部興産）から、寄付を取りやめたいと町長に申し出ている」と発言がありました。

予算執行者である町の責任において見直すことには、もちろん堀内英樹は異論はあり

ません。

これを受けて、助役から「石灯籠は止めて、通常照明を設置する方向で再検討したい」と発言がありました。

☆複数の議員から文責不明の文書をもとに、堀内英樹の発言について町側に確認を求める場面がありました。同時に堀内英樹にも釈明を求められましたが、文書は違法に作成されたものであり、責任、出所、持ち込まれた目的、人物が特定できない段階では、肯定も否定もできないと抗弁しました。弁護士の立会など法的な手段を講じたうえで、発言についてはあくまで責任を持ち、あらためて釈明する場を設けて貰いたいと、議長に申し入れました。

☆全員協議会（後半）は、町側が退席の後、12時30分から約2時間にわたって、議員だけで再会され、請願書の紹介議員の扱いが議題とされました。問題にされたのは、堀内英樹と車谷議員が、「3月議会での一般会計予算に賛成しておきながら、町制30周年記念事業の請願書を紹介議員となって提出した」ことが、議会のルール違反にあたるかどうかです。これについての堀内英樹の主張は、次の通りです。

- 1) 3月議会での一般会計予算に賛成したことは事実である。
- 2) 請願書の内容は、記念事業についてよく説明して欲しい、町民のアンケートを実施して貰いたい、その結果に沿って記念事業の見直しを行って頂きたいというもので、事業そのものに反対だとは、どこにも書かれていない。
- 3) 紹介議員の扱いについて、議会のルールの明確な規定や申し合わせが不明確である。
- 4) 住民の請願権は、憲法で保障されたもので極めて重い。上記の請願内容で、紹介議員の責任を問うのは、まったく筋違いであり、請願権の否定につながる。

議論は平行線のまま、議長の判断で継続協議となりました。

☆違法な手段で作成された文責不明の文書（怪文書ともいう）が、全員協議会の席で、堀内英樹を糾弾する手段として公然と使われました。こうした文書をもとに、議論し釈明することは、とうてい応じられません。

この怪文書は、請願書提出の代表者からテニスクラブの限定されたメンバー（十数名）に配信されたものがプリントされ、丹念に切り張りしたうえで、それをコピーしたものとされます。ファックスの送信日時だけが残されているだけで、メールの受取人、ファックスの送受信人など、すべてのデータを用心深く消し去っています。文書の作成者が誰か分からないように、極めて巧妙に細工したものです。

しかもある議員が議長のところへ持ち込んだことが、判明しています。

怪文書の内容を云々する前に、持ち込んだ議員やそれを公然と糾弾の手段に使った関係者、匿名で文書を作成した人の人権感覚には、ただあきれられるばかりです。

プライバシーの保護もなにもあったものではありません。明らかな人権侵害です。今後のためにも、可能な限り法的な手段を講じる積もりです。

念のため書き添えますが、堀内英樹は、自らの発言について公人としての責任を持つことを堅く約束するものです。

以上

## 町制 30 周年記念事業についての請願書

紹介議員

堀内 英樹  
車谷 加奈枝

平成 14 年 5 月 27 日

上牧町議会議長

今中 伸行 殿

住 所 上牧町友が丘 2-4-13

氏 名 大 蔵 忠 彬

(請願署名簿として 1,075 人分を添付)

### 件 名： 町制 30 周年記念事業についての請願書

#### 事業概要：

平成 14 年度上牧町一般会計予算として、

1. 総合文化センター前町道への石灯籠街灯設置工事費 565 万円が計上されたとのこと。
2. 健民グラウンドの時計塔改修費 390 万円が計上され、時計が撤去されるとのこと。

予算審議等を通じて明らかにされたこれらの事業の内容は、

第 1 項については、服部興産なる不動産業者から資材(敷設費込み)の寄付を受けて、総合保健福祉センター前にかけての町道 180 メートルに 43 箇所の石灯籠街灯を設置するように計画されている。

第 2 項については、時計塔のてっぺんにペガサスのオブジェ、その下に町花の百合の花のレリーフそれをライトアップされるように計画されている。

#### 主 旨：

町制 30 周年記念事業の一環として行われる事業であることから、町民がこぞって気持ちよく祝いたいと願っております。

つきましては、下記事項について十分な説明と適切な対応をお願いするものです。

(1) これらの事業が何故必要なのか、町民にとって本当に必要なのか、どのような経過と理由で決定されたのか、その背景も含めて明確なる説明をお願いします。

- 1) 石打籠街灯の設置については、  
イ 何故石打籠が必要なのですか。

- ロ 町民に公表もせず、町民の意見を聞かれた様子もなかったようですが何故ですか。
- 2) これらの事業は、町としてどのようなプロセスで決められたのでしょうか。
- 3) 第1項に関して、服部興産から寄付を受けるのはなぜですか。  
(服部興産からの寄付の目的・理由は何でしょうか)  
工事施工業者はどこに決まっているのですか。
- 4) 時計塔の改修工事と詠っているながら、時計を撤去されるそうですがこのことは、工事名目内容と異なっています。何故時計を撤去されるのですか。

(2) これらの事業の実施にあたって、町民意見の反映を図ってください。

- 1) 事業についての上牧町の計画詳細(石打籠街灯の見本、既設の照明設備をどうするのか、今後の維持管理費を含む。)を明らかにした上で、町民へのアンケート調査の実施をお願いします。
- 2) 前号の町民アンケート調査の結果に沿って、この事業の見直しを行ってください。

## 理 由 :

私たち町民は、上牧町の行政サービスを受けるだけでなく、財政を支える納税者でもあります。町財政が危機的な状況にあるなかで、町制 30 周年記念事業の一環として疑問の多い石灯籠街灯設置工事や時計塔の改修工事に、多額の公費を投入する予算が計上されています。また、電気代など今後の維持管理に要する費用も明らかにされていません。納税者としても、決して無関心ではおれない事業だと考えます。

総合保健福祉センター前にかけての町道ゾーンは、文化や福祉の総合施設としての“上牧町の顔”にあたり、私たち町民が町役場とともに最も頻繁に利用する場所であることは、いうまでもありません。また、図書室を含む中央公民館の増築も計画されており、多くの子供たちも利用するものと思われます。町民がこれらの施設にいつまでも愛着を持ち、快適に利用できることを強く望みます。

次に、時計が撤去されると困る人が多くおられると思いますが、ライトアップが無くても困る人は殆どいないと思われます。健民グラウンドはいろいろな行事に使われるし、多方面からの利用者がいますから、時計はそれなりに効果があるし、通学児童達などにも時計は役に立っていることもご存知と思います。人通りの少ないところにライトアップされても、永続性に欠けるモニュメントをわざわざ見に行く人はほとんど無いと思います。むしろ、この経費で防犯効果をねらった街灯を多く設置して明るくしてもらいたいものです。もっと広義に物事をみてモニュメント(mnument)を考えて頂きたいと思います。記念事業はなにも”物”を作ることだけにこだわることはないと思います。

よって、これらの事業がどのような経過と理由で決定されたのか、その背景も含めての明快な説明と、今一度、「町民にとって本当に必要か」の観点に立って町民の意見の反映と事業の見直しを求めるものです。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

平成 14 年 5 月 27 日

上牧町議会議長

今 中 伸 行 殿